

消費者が主役の消費者庁設立を求める会長声明

近時、消費者の安全で安心な生活を脅かす重大な消費者問題が相次ぎ発生している。

福田内閣総理大臣は、本年4月23日、消費者行政推進会議において、「消費者の視点から政策全般を監視し、『消費者を主役とする政府の舵取り役』となる消費者庁（仮称）を来年度から発足させる」との意向を明らかにした。現代社会において、安心・安全な消費生活は、生存及び自己実現にとって必須となっており、基本的人権として擁護されるべきものである。長年にわたってなおざりにされてきた消費者の権利を確立するため、この機を捉え、可及的速やかに、消費者が主役の消費者庁を設立することを当会は強く要望する。

そして、当会は、消費者が主役の消費者庁を実現するため、特に次のことの実現を求める。

- 1 消費者庁は、地方消費者行政の実現に必要な予算を確保し、地方の消費者行政の財政的基盤を強化すること。
- 2 地方自治体は、相談窓口を充実・拡大するとともに、相談員らの雇用形態を抜本的に見直し、消費者問題に精通した相談員の雇い止め問題の解消、相談員の養成を図ること。
- 3 消費者庁は、地方の消費者相談窓口、消費者、事業者、公益通報者からの関連情報を一元的に集約し、調査・分析・公表する権限と原因究明機関を持つこと。
- 4 消費者庁は、消費者政策についての企画・立案を行い、消費者庁に消費者被害が多発する分野についての関連法の所管を移管し、消費者庁に關係省庁への勧告権限のみならず、許認可権限の事後的取消し等を含む事業者に対する直接の指揮監督権限を付与すること。
- 5 消費者庁は、消費者被害救済に実績のある民間人を新組織人事に積極的に登用し、消費者団体に、新組織に対する調査・勧告申立権限を付与し、新組織の運営に消費者の参加と監視が可能な制度を導入すること。

当会は、以上の通り、消費者が主役となる消費者庁の設立を強く求める。

平成20年6月23日

佐賀県弁護士会 会長 浜田 愷